



那珂市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体等監査の結果について別紙のとおり公表します。

令和元年7月26日

那珂市代表監査委員 城 宝 信 保





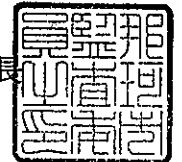
那 監 第 23 号
令和元年7月26日

那 珂 市 長 先 崎 光 様
那 珂 市 議 会 議 長 君 嶋 寿 男 様

那 珂 市 監 査 委 員 城 宝 信 保



那 珂 市 監 査 委 員 中 崎 政 長



令和元年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定により実施した令和元年度財政援助団体等に対する監査の結果について、同条第9項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の範囲

平成30年度の財政援助及び公の施設の指定管理委託に係る事務の執行

3 監査の着眼点

当市では、市民の多種多様な要望に対応するため、各種事業、団体等に対して補助金等の財政援助を行っている。そこで、平成30年度に補助金を交付した一部の団体について、主に平成30年度の事務の執行を対象として、補助金等が目的及び事業計画に基づき適正かつ効果的に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

また、市が公の施設管理を委託している指定管理者の一部の事業者につい

て、公の施設の管理に係る事務が指定管理者制度を導入した目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

併せて、所管課の当該団体及び指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかどうかについて監査を実施した。

4 監査の期間

令和元年 6 月 26 日から令和元年 7 月 8 日まで

5 監査の対象及び監査日

監査対象団体及び指定管理者は、補助金または委託料の額が大きい団体等から選定し実施した。

監査対象団体等	所管課	予備監査日	本監査日
社会福祉法人那珂市社会福祉協議会（財政援助団体）	社会福祉課	6 月 26 日（水）	7 月 8 日（月）
公益社団法人那珂市シルバー人材センター（財政援助団体）	介護長寿課	6 月 27 日（木）	7 月 8 日（月）
タカラビルメン・五輪共同グループ（那珂聖苑指定管理者）	市民課	6 月 28 日（金）	7 月 8 日（月）

6 監査の方法

監査に当たっては、予備監査として、対象団体または指定管理者及び所管課から提出された決算書、事業完了報告書及び出納関係帳票等に基づき、補助職員により内容の照合及び確認等による監査を実施した。

補助職員による予備監査の復命ののち、本監査において、各団体等事務所において対象団体等職員及び所管課長等から提出資料に基づき説明を受けたうえで、主に事実の存否又は問題点について質問等による監査を実施した。

7 監査の結果

財政援助団体においては、補助金等に関連する会計帳簿、決算書等の関係書類を照合したところ、いずれの団体も補助金等にかかる収支の会計処理は適切に行われており、補助金等の目的、金額、時期及び手続き等も適正であると認められた。

指定管理者においては、指定管理者の選定と指定の状況、市との間で締結した協定書及び仕様書の内容とともに、協定書及び仕様書に基づく施設の管

理運営、利用料収納に係る会計処理、主管課への通知・各種報告及び主管課の指導監督状況、利用者サービスの向上等について確認したところ、いずれも適切に行われており、委託事業の執行は適正であると認められた。

8 意見

今回監査対象とした財政援助団体においては、いずれの団体も各団体の規約等に定められた独自の監査や市所管課による監査を実施しており、監査の内容も決算書及び支払信憑等の照合により実施していることを確認することができた。各補助団体においては、今後とも、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を遂行するよう努められたい。

また、今回監査を実施した指定管理者においては、指定管理委託に係る財務に関する事務及び施設の管理について、適正に実施していることを確認することができた。今後とも、協定書及び仕様書に基づいた施設の適切な管理とともに、民間の知恵を活かした利用者サービスの向上に努められたい。